

## 第26回 京都市人権文化推進懇話会

日 時：平成29年7月6日（木）  
午後3時30分～午後5時  
場 所：消費生活総合センター研修室

## 1 はじめに

### ○土井部長（くらし安全推進部）

市民の方の傍聴も行いますが、御理解いただきますようお願いいたします。

それでは開会に当たり、京都市を代表いたしまして、吉田文化市民局長から御挨拶を申し上げます。

### ○吉田局長（文化市民局）

本日は、第26回人権文化推進懇話会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

来年は、1948年に世界人権宣言が出されて、70年を迎える年でございます。この70年を迎えるに当たり、昨年度に障害者差別解消法、それからヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法が成立いたしました。様々な課題についての個別法ができ、一歩ずつ法整備が進んでおりますが、子どもの貧困問題やブラック企業対策など、人権に関わる課題はまだ多いというのが現状かと思えます。

京都市では、人権文化推進計画の中の一つの大きな柱であります、「子どもを共に育む社会づくりの施策」として、平成28年度から新たに、「貧困家庭の子ども・青少年対策」に取り組んでおり、本年3月には支援策をまとめた実施計画を策定したところでございます。

また、これを受け、4月には「子ども・若者はぐくみ局」という局を新設いたしました。子ども・児童・若者に関する施策を一体的に進めてまいります。また、区役所には「子どもはぐくみ室」を設置いたしまして、子どもに関する相談にワンストップで対応するという体制整備を行っているところでございます。

また、3年後にオリンピック・パラリンピックが開催され、その後にワールドマスターズゲームが開催されるということで、今、非常に多くの方がこの京都の地を訪れる時期になっております。今後ますます、人や文化の交流は加速していき、多様性の調和を基軸とした人権文化の役割が一層高まっていくと考えております。

5月の市会本会議におきましても、「多くの方が京都に来られる。今一度、原点に立ち返って人権施策を推進してもらいたい。」という質問・答弁がありました。

さらに、文化庁の全面的な移転を控え、地方創生本部が立ち上がりました。世界文化都市を目指すことに当たり、文化施策の推進等はもちろんのことですが、やはりその基本となる、安心・安全な市民生活、人権文化の息づくまちづくり、それをどのようにつくっていくのかと、ここが一つの大きな基本だと思っております。

今後、この人権文化推進計画に基づき、様々な施策を推進してまいりますので、御協力をお願いしたいと思っております。

本日は、お手元の次第にもございますように、人権文化推進計画に基づく平成28年度の実績について御説明をさせていただきます。皆様方から忌憚のない御意見を頂戴したいと思っております。

簡単ではございますが、冒頭の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○土井部長（くらし安全推進部）

それでは以下の議事進行につきましては、薬師寺座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○薬師寺座長

本日は大変お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。

それでは最初に、事務局から資料の確認と議題の説明をお願いいたします。

○土井部長（くらし安全推進部）

それでは、資料の確認をさせていただきます。

資料1として「京都市人権文化推進計画 平成28年度取組実績」、資料2として「参考：平成28年度取組実績（各局区別一覧）」という横書きの資料を配布させていただいております。また、参考に3月に開催した第25回懇話会において配布しました、「人権課題に関する法律の制定と本市取組について」という資料を再度配布させていただいております。

それでは議題の説明に移らせていただきます。

本日は、「京都市人権文化推進計画に係る平成28年度取組実績」について御報告いたします。人権文化推進計画の「第4章 計画の推進」において、進行管理として毎年度、施策の実施状況の点検を行うと定めており、本日皆様方から忌憚のない御助言・御意見をいただくものでございます。

資料の確認と議題の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

## 2 議題

### (1) 京都市人権文化推進計画 平成28年度取組実績について

○薬師寺座長

それでは、最初の議題である京都市人権文化推進計画、平成28年度の実績について御説明をお願いします。

○岡田課長（人権文化推進課）

人権文化推進課長をしております岡田と申します。

それでは、平成28年度の実績について、御説明をさせていただきます。

まず、資料1「京都市人権文化推進計画 平成28年度取組実績」でございます。1枚おめくりいただき、右側のページの概要を御覧ください。

「Ⅰ 各重要課題の取組」、「Ⅱ 教育・啓発、相談・救済の取組」、「Ⅲ 計画の推進に関する取組」について、計画に掲げる実施施策ごとに、取り組んだ事業を掲載しております。平成28年度全体の取組事業数は、488事業あり、内訳として、新規事業が2、改善等の事業が12、継続事業が474となっております。掲載例で示しておりますとおり、事業名の頭に新規事業には二重丸、改善事業には一重丸をしております。また、事業名の後ろの括弧書きには、資料2「参考：平成28年度取組実績（各局区別一覧）」に記載しているページを示しております。

本日は資料1を基に御説明いたします。資料2につきましては、各事業の取組実績の内容を記載しておりますので、適宜御参照いただきますようお願いいたします。

なお、本年4月から「子ども・若者はぐくみ局」が設置されたことで、一部の事業につきましては、平成29年度から所管局が変更になっておりますが、この資料につきましては平成28年度、昨年度の取組実績となりますので、平成28年度当時の所管局で記載しております。

まず、各重要課題の取組について、御説明いたします。

1枚おめくりいただき、1ページの「1 女性と男性が互いに人権を尊重し支え合うまちづくり」でございます。ここでの掲載方法ですが、主な課題の部分につきましては、計画の記載内容をそのまま掲載しております。その下の実施施策は、計画に掲げている施策名、ここではDV対策や雇用・意思決定ですが、取組概要の説明文の次に28年度取組実績として該当する事業名を掲げております。

その中で、中心的な事業や新規事業などの特徴的なものについては、箱書きを設けて詳しい事業内容を掲載しております。本日はこの箱書きを設けている事業を中心に御説明する形で進めさせていただきます。

「(1) DV対策」でございます。DV対策事業として、京都市DV相談支援センターにおいて関係機関と連携しながら継続的な被害者支援に重点的に取り組み、具体的には、被害者への支援として、住民基本台帳の閲覧制限等や関係機関との情報共有などを行いました。

また、平成28年度はデートDVを予防するために中学生や高校生などの若年層を対象としたDVDを新たに制作いたしました。

2ページを御覧ください。

「(5) 全般に関わる取組」といたしまして、「男女共同参画センター ウィングス京都」におきまして、男女共同参画について基礎知識を学習できる

機会を提供するため、出前講座や各種講座等を実施いたしました。

また、女性のための一般相談に加え、女性への暴力相談、男性カウンセラーによる男性のための相談などの相談事業を実施し、合計で2,008件の相談がございました。

3ページを御覧ください。

重要課題の二つ目、「2 子どもを共に育む社会づくり」です。

「(2) 児童虐待対策の推進」では、子ども虐待SOS専用電話等による通告・相談受付を行いました。平成13年度から設置の専用電話により、夜間・休日を含む24時間体制で通告や相談を受け付け、迅速な対応を行いました。通告・相談件数は全体で2,912件でございました。

4ページを御覧ください。

「(3) 不登校、いじめ、問題行動」では、心の居場所づくり推進事業として、別室登校の状況にある児童等の相談相手、学習の補助として教職員と連携して活動する学びのパートナーの配置や、市内の全公立学校へのスクールカウンセラーの配置などに取り組みました。

5ページを御覧ください。

「(6) 子育て家庭への支援」では、貧困家庭の子ども・青少年対策の推進として、市内で18歳未満の子どもを持つ世帯のうち、1万8,000世帯を抽出し、経済状況、生活状況、教育状況などについて実態調査を実施いたしました。この調査結果や関係団体へのヒアリング結果を踏まえまして、平成29年3月に具体的な支援策をまとめ、「京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画」を策定し、平成29年度から取組を進めております。

9ページを御覧ください。

「3 高齢者の人権尊重と支え合う健康長寿のまちづくり」でございます。

「(3) 認知症対策」では、認知症あんしん京（みやこ）づくり推進事業として、地域などで認知症高齢者や家族を見守る認知症サポーターや、サポーターを養成する講座で講師となるキャラバン・メイトの養成などの取組を実施いたしました。「(5) 見守り」では、一人暮らしのお年寄り見守りサポート事業として、地域の高齢者への目配りを中心とした活動に携わる一人暮らしお年寄り見守りサポーターの登録者数の増加を図るため、チラシの配布やサポーター向けの学習会を開催いたしました。

2枚おめくりいただき、12ページを御覧ください。

「4 障害者の人権尊重と互いに支え合うまちづくり」の「(2) 障害のある人の権利擁護の促進」でございます。

本市では、「障害者差別解消法」の施行に先立ち、事務事業を行う際の指針

となる、「京都市対応要領」を平成28年1月に策定いたしました。

この対応要領に基づき、不当な差別的取り扱いの禁止や、合理的配慮の提供に取り組むとともに、法の趣旨について市民や事業者に啓発するために、啓発リーフレットの配布や人権総合情報誌への記事掲載などの取組を実施いたしました。

15ページを御覧ください。

「(12) 全般に関わる取組」でございます。「京都市手話言語条例に基づく取組の推進」として、条例の趣旨をPRするためのリーフレットの配布や、各区でのイベントへの手話体験コーナーブースの出展などによりまして周知を図るとともに、平成29年3月に手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための推進計画を策定いたしました。

16ページを御覧ください。

「5 一人一人の人権が大切にされる同和問題の解決のための取組」でございます。「(1) 第三者による住民票の写し等の不正取得の防止」では、事前登録型本人通知制度の運用として、第三者等に住民票等の写しが交付された事実をお知らせします通知制度について、リビング京都新聞社への記事掲載やリーフレット等により周知に努めた結果、この3月末時点での登録者数につきましては、前年度から698件増加し、2,287名の方に御登録いただいております。

18ページを御覧ください。

「6 多文化が息づくまちづくりと外国籍市民等の人権尊重」の「(2) 生活支援」では、GKPキャリアガイダンス&ジョブフェアとして、日本での就職を目指す留学生を支援するため、留学生と採用する意欲のある中小企業との交流会を年2回開催するとともに、留学生及びバイリンガルの学生を対象とした説明会などを開催いたしました。また、平成28年度は地元企業への参加呼びかけに力を入れました。

19ページを御覧ください。

「(3) 多文化共生の地域づくり」では、ヘイトスピーチなど特定の民族や国籍に対する差別事象への対応として、ヘイトスピーチ等の差別事象に対して、多文化を尊重し差別を許さない意識啓発等のために、人権フォーラムや市民向け学習会を開催するとともに、12月の人権月間に合わせまして、人権総合情報誌「きょう☆COLOR」への記事掲載やパネル展を開催いたしました。

なお、箱書きの一番下に記載しております、公共施設の使用承認制限に関しましては、後ほど担当課から補足説明をさせていただきますので、ここでは割愛させていただきます。

2 1 ページを御覧ください。

「7 安心して働き続けられる職場づくり」でございます。

「(1) 真のワーク・ライフ・バランスの推進」として、各種取組を実施いたしました。平成28年度の事業計画を御審議いただきました、昨年3月の当懇話会におきまして、委員の方から、「企業における介護休業等への理解がまだまだ進んでいない。企業に対する啓発等も含めた取組等が必要である。」との御意見もいただいております。具体的な取組として、箱書き内の「(1) 「真のワーク・ライフ・バランス」推進計画(改定版)の作成」のとおり、社会情勢や市民団体、経済団体の意見を踏まえ、当該計画を改定したところでございます。新たに、男女が共に子育て・介護や地域活動をしながら働き続けられるよう、長時間労働を解消する働き方改革の視点などを新たに盛り込み、企業等の経営者などへの働き掛けなどの取組も進めてまいります。

「(2) 中小企業の取組」でございますが、中小企業に対する支援として、育児・介護と仕事の両立支援や、働き方の見直しに取り組む企業18社に補助金を交付し、環境整備を促進するとともに、その活動が他の模範となり推奨できる企業の表彰を実施いたしました。

2 2 ページを御覧ください。

「(3) 市民対象の取組」でございますが、市民への啓発として、仕事と家庭生活や地域活動、社会貢献活動を両立させている市民の身近なよい事例の発掘・発信を行う実践エピソードの表彰を実施いたしました。

「(4) その他の取組」として、啓発キャラクターやキャッチフレーズの募集を行い、その後の啓発に使用しております。

2 3 ページを御覧ください。

「8 感染症患者等の人権尊重」でございます。

「(3) 啓発」では、AIDS文化フォーラム in 京都を10月1日、2日の両日に開催し、講演会・展示などの啓発活動や、臨時のHIV検査を実施いたしました。

2 5 ページを御覧ください。

「9 犯罪被害者等の人権尊重」でございます。

「(1) 支援対策」では、犯罪被害者支援策の推進として、相談や必要な情報を提供し、被害直後から中長期にわたって、途切れない支援を行うワンストップ窓口として、総合相談窓口を設置し、電話や面接などによる相談などの支援を行いました。また、被害直後における生活困窮者に対する生活資金の給付受付や、心のケアなどの様々な支援を行いました。

「(2) 啓発・教育」では、犯罪被害者等が置かれている状況や支援について、市民や事業者が理解を深めるため、11月の犯罪被害者集会などにおいて、啓発パネルの設置や各種啓発イベントを開催いたしました。また、中高生を対

象に犯罪被害者遺族による講演を市内9校で実施いたしました。

26ページを御覧ください。

「10 ホームレスの人権尊重と自立支援」でございます。

「(1) 勤労」では京都市自立支援センターにおいて、退所者のうち約3割が、就労により蓄えた自己資金で居宅移行するなど、就労による自立支援を促進しました。

「(3) 相談」では、無料法律相談事業により、多重債務等の法的な課題があるホームレスの方に対し、弁護士による相談の機会を提供するなどの相談支援に取り組みました。

27ページを御覧ください。

「11 高度情報化社会における人権尊重」でございます。

「(1) 携帯電話・インターネット」では、高度情報化社会がもたらす消費者トラブルを未然に防止するための消費者教育・啓発として、「京都市消費者教育推進計画」に基づき、消費生活専門相談員等を講師とする出前講座を48回実施し、年齢階層に応じた消費者教育冊子・教材の配布、消費者標語の募集などの取組を実施いたしました。

28ページを御覧ください。

「12 様々な課題」につきましては、社会情勢の変化に伴い、見受けられる様々な課題について、正しく理解されるように教育・啓発を推進しました。具体的な取組につきましては、後ほど御説明をさせていただきます

29ページを御覧ください。

「13 複数課題に関連する事業」につきましては、取組事業の中で複数の重要課題に関連する事業を掲載しております。

31ページを御覧ください。

「II 教育・啓発、相談・救済の取組」につきまして、「1 教育・啓発」のうち、「(1) 人権教育」の「イ 学校等における人権教育」のとおり、本市が人権教育を進めていくための基本指針として策定いたしました、「学校における人権教育をすすめるにあたって」に基づき、「人権としての教育」、「人権を通しての教育」、「人権についての教育」、「人権のための教育」の四つの視点から人権教育を推進し、人権という普遍的文化の担い手の育成に取り組みました。

33ページを御覧ください

「(2) 人権啓発」の「ア 市民への啓発等」のとおり、人権総合情報誌『き

よう☆COLOR』を発行いたしました。

掲載内容は、人権にかかる著名人へのインタビュー、人権関連施設の紹介などでございまして、年2回、5月と12月に約17,500部ずつ作成し、区役所や市立図書館等で配布しましたほか、市内の企業、事業所約5,700箇所にも郵送させていただいております。

35ページを御覧ください。

「2 相談・救済」の「(3) 人権擁護委員活動との連携」でございます。昨年7月の懇話会でも御説明させていただきましたが、人権擁護委員との連携及び活動の支援といたしまして、平成28年度から新たに各区役所・支所が実施するふれあいまつりや街頭啓発などの人権啓発事業におきまして、人権擁護委員に活動していただく機会を設けました。

また、人権擁護委員がより地域に根差したきめ細やかな活動をしていただけるよう、新たに各区役所と連携して推薦する「区枠」を設置し、推薦人数を拡大したところでございます。

37ページを御覧ください。

「Ⅲ 計画の推進に関する取組」でございます。

「1 推進体制と職員研修」に関しましては、「(2) 職員研修」として、人権尊重の理念をあらゆる行政分野の基調として進めていくために、一人一人の職員が人権尊重について理解を深め、問題意識を高めることができるよう、5月の憲法月間と12月の人権月間に各局区において、さまざまな研修を実施いたしました。

また、平成28年4月からは、手話言語条例が施行されたことを踏まえまして、手話への理解促進や普及を目的とした研修の実施を各局区に奨励しております。

平成28年度の取組実績の概要につきましての説明は以上でございます。

なお、平成28年度につきましては、先ほど局長のあいさつもございましたが、国において、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法が施行されるなど、人権課題の解決に向けました法整備が大きく進められた1年でございます。今後、本市といたしましても、法律の趣旨を踏まえまして、様々な取組を推進してまいります。

続きまして、ヘイトスピーチに関する本市の取組につきまして、国際化推進室の西尾のほうから若干の補足説明をさせていただきます。

○西尾担当課長（国際化推進室）

資料1の19ページ、下の囲みの(4)を御覧ください。

補足説明をさせていただきます。ヘイトスピーチにつきましては、昨年度の

人権文化推進懇話会の場においても御説明させていただきましたが、平成28年6月にヘイトスピーチ解消法が施行され、地方自治体におきましては、国と共に解消に向けた取組を進めるとされております。

そうした中で、平成28年10月、京都府における人権教育・啓発施策推進懇話会という組織があり、そこで有識者で構成される専門委員会が設置され、ヘイトスピーチの解消のために自治体がどのような方策を取り得るのかについての議論がされております。

その対策の一つとして、ここに記載するヘイトスピーチ解消法に該当するような不当な差別的言動が予測される、そういった集会等が企画されている場合に、公共施設の使用を承認することがよいのかという課題があり、使用承認を制限することを検討してはどうかという議論がされております。まずはその制限をする場合の考え方、あるいは手順を定めたガイドラインを策定して、これを公開していく方針が確認されているところです。

京都市においても、これまでからのヘイトスピーチ対策、啓発活動等も含めて、京都府や国と連携して進めております。

ただ、具体的にどのような制限をできるのかという部分について、この専門委員会の中で議論されておりますが、あくまで公共施設というのは、原則として利用をお断りするということができないということと、ヘイトスピーチ解消法は理念法であり、実態的な規制というものは想定されておられません。また、それぞれの公共施設の設置管理条例でも現実的には想定されていません。そういう法規範に定めがない中で、どこまでガイドラインで対処が可能なのか。この辺りは少し慎重に議論しないといけませんので、専門委員会の議論とは別に、京都市の法制部門とも慎重に検討しているところでございます。

また、全国では川崎市が、同じようなガイドライン作成を進めている動きがございます。川崎市の方が若干先行しておりますので、そちらの事例も参考にしながら、引き続き京都府とともに連携して検討していく予定です。

検討中のガイドラインについては、御説明できる段階になりましたら、改めて当懇話会においても御意見を賜りたいと考えております。

#### ○薬師寺座長

御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、何か御質問はございますか。できるだけ多くの委員の皆様から、忌憚ない御意見を伺えればと思います。

それでは、まず私から質問させていただきます。

資料1の4ページ、京都市における不登校児童数。実態として、小学校、中学校にどれぐらいの不登校児童がいらっしゃるのか。

もう1点は、資料1の26ページ、ホームレスの自立支援ですが、実際にホームレスの支援というものが、どれぐらいの件数があるのか、何か統計の

ようなものがあるのか。

以上の点について、御説明いただければと思います。

○岡田課長（人権文化推進課）

本日、後ろの席に各事業の所管課が列席しておりますが、不登校の児童数とホームレスの関係については、本日所管課の者がおりませんので、私の方で聞いております数字を報告させていただきます。

まず、小学校の平成26年度不登校児童数は168名。小学校の児童総数、全体の人数68,045人のうち、不登校児童168名となります。

中学校の平成26年度不登校児童数は786名。中学校の児童総数として39,039人のうち、不登校児童786名という実態でございます。

なお、この不登校の人数につきましては、30日以上長期欠席をしている児童・生徒のうち、病気などの理由によるものは除かれております。

続きまして2点目の御質問、ホームレスの自立支援につきましては、資料2の24ページ54番、「ホームレスの自立支援等」に取りまとめております。この取組実績欄に掲載のとおり、平成28年度は235名のホームレスの方につきまして、居宅生活につなげた実績となっております。この235名の内訳として大きく2点ございます。まず1点目が、平成28年度の1年間で福祉事務所が支援したホームレスの方のうち、居宅確保につながった件数。2点目が、福祉事務所以外の他の施設、施策を活用して居宅確保につながった件数であると聞いております。

以上でございます。

○薬師寺座長

ありがとうございました。

それでは各委員さんから何か御意見、御質問はございますか。

○安保委員

不登校児童の関係で、資料1の4ページ、「こども相談24時間ホットライン」の運営についてですが、これは実際にはどんな相談が多いのか、相談をされて、その後、どのように対応されているのか、お伺いできたらと思います。

○岡田課長（人権文化推進課）

本日、担当課が欠席しておりますので、確認のうえ後日、御報告させていただきます。

○小山委員

資料1の4ページ「学びのパートナー等学生ボランティアの活用」について、

理解不足で申し訳ありませんが、「別室登校」というのがどういう状況なのか、教えていただきたいです。

もう一つは、同じく資料1の33ページの「人権総合情報誌「きょう☆COLOR」」についてですが、私は当懇話会委員なので自宅に送っていただいているので読んでおりますが、17,500部発行していて、どれぐらいの方が読まれているのかというのが気になっていています。印刷しても読まれてなかったら意味がありません。残ってしまえば廃棄されると思います。

どれぐらいの人が手に取って見て、例えば家に持って帰られているのかとか。その辺りをお聞かせください。

#### ○菅野担当課長（学校指導課）

「別室登校」について、担当課（生徒指導課）ではありませんが、こちらで分かる範囲でお答えいたします。

これは、不登校気味の児童生徒が、普通教室に入るのがなかなか難しいという場合に、例えば保健室のような別室で登校してもらおうということ。そういったものになります。

#### ○水垣担当課長（人権文化推進課）

「人権総合情報誌「きょう☆COLOR」の発行部数と、実際に読まれている数という御質問についてですが、これはこの冊子に限らず、他の広報誌等でも一定の課題となっているかと思えます。発行部数は当然、私共で把握しておりますが、多くの市役所関連施設などに配架している状況などがありますので、実際にどれだけの人の手には渡り読まれたかというところまでは把握できていないのが実情でございます。

できるだけ多くの市民の皆さんに親しんでいただけるような誌面作りに心掛けており、できるだけ手に取っていただけるような工夫をしているところでございます。

#### ○山森委員

2点お伺いします。

まず、資料1の25ページ「犯罪被害者等の人権尊重」についてです。最近、ニュースか何かで知ったのですが、犯罪被害者に対する支援は様々あるようですが、家族の中で起きた犯罪、その場合は家族が被害者であり、加害者でもある。被害者なのに、家族の中で起きたことだからということで支援が行き届かない欠点があるという記事を最近見ました。その辺りについてどのようにお考えなのか。

2点目は同じく資料1の35ページ「(3) 人権擁護委員との活動と連携」について、本市の定数を10名拡大して55名になったということですが、この募集はどのようにされているのでしょうか。以前の会議で、人権擁護委員に

関するリーフレットを見たのですが、その委員のイメージ写真があって、高齢な方のような感じでした。

以上の2点について、教えていただけたらと思います。

#### ○波多野課長（くらし安全推進課）

1点目の犯罪被害者支援についてですが、家族内の傷害など、それも含めて犯罪被害者に当たります。現在、京都市が委託しております、公益社団法人犯罪被害者支援センターにワンストップの相談窓口を設けておりますので、一度そちらに御相談いただくことになります。

#### ○岡田課長（人権文化推進課）

2点目に御質問をいただきました人権擁護委員についてお答えいたします。この人権擁護委員につきましては、資料に掲載のとおり京都市域として10名を拡大して55名の定員となっており、これは人口に応じた定数が決まっております。

人権擁護委員は、法務省から委嘱を受けた民間ボランティアの方々です。具体的な役割としましては人権相談があります。京都地方法務局で毎日、窓口と電話相談と両方受け付けております。また京都市でも、こちらの消費生活総合センターにて、月に1回は特設会場の相談を設けております。

この人権擁護委員の募集については、法律で決まっております。まず、市町村から京都地方法務局に対して推薦を挙げます。それに基づいて法務大臣から委嘱をするという形で決定します。本市で様々な人権活動をしていただいている組織・団体等がございます。例えば弁護士会や地域女性連合会などがそれに当たります。このような組織・団体から推薦していただく形があります。さらには、各区役所から各区で様々な市民活動をしていただいている方から推薦してもらう形があります。

推薦の方法としては、一般公募のような形はありませんが、御不明な点がございましたら、お気軽に人権文化推進課にお問い合わせいただければと思います。

また、リーフレットに写真が掲載されている人権擁護委員が御高齢という点ですが、人権擁護委員は総体として御高齢の方が多いです。人権擁護委員はボランティアということで、無償で活動していただくこともありますし、平日の日中に活動していただくこともあり、働かれている世代の方というのは難しい面があると考えております。

#### ○薬師寺座長

ありがとうございます。これは昨年度のこの会議で、総数を増やすという議題がありましたね。

#### ○山森委員

丁寧に御説明していただき、ありがとうございます。

そのときに思ったのが、人権に関わる問題というのは、この10年20年でもすごく変わっている中で、その退職されたような御高齢の方を尊重したいとは思いますが、多少心配な面もあります。私自身も、LGBTなどの性的少数者の方の抱える問題であるとか、かなりの勉強が必要になってくるのではないかと考えています。その辺りは研修等をされているとは思いますが、少し気になったので、質問させていただきました。

#### ○薬師寺座長

つまり、どんどん変わってくる新しい人権課題が出てくる中で、どのように人権擁護委員の方々に研修をするか。これは京都市だけではなくて、どこにおいても抱える大きな問題かと思えます。施策や予算措置を取る場合には、そういう点について目を配っていく必要があると思えます。

#### ○岡田課長（人権文化推進課）

ありがとうございます。薬師寺座長がおっしゃったように、様々な人権課題についての御相談があると考えております。

人権擁護委員になっていただく方につきましては、それぞれの職場であり、地域であり、あるいは学校のPTAなど、これまでから人権に関わるような御経験をされている方が多いです。様々な人権課題がございますので、その御経験があるうえで、法務省の研修を受けていただき、相談業務に従事していただいております。御相談の内容につきましては、当然のことながら守秘義務がありますので、お気軽に御相談いただけるものとなっております。

また、人権文化推進課に具体的な人権に関わる御相談をいただいた場合には、この法務省の人権擁護委員の相談窓口を含め、様々な専門相談窓口などを御案内させていただいております。

#### ○森委員

資料1の5ページ「(6) 子育て家庭への支援－貧困家庭の子ども・青少年対策の推進」について、質問させていただきます。昨年度の取組で実態調査を18,000件実施され、回収が8,779件という報告、資料2の24ページ「57 ひとり親家庭等医療費支援支給事業」についてですが、この回収をされた8,779件以外でもそうですが、この実態調査をされるまで、例えば、このような方が支援事業から漏れていたのか。こういう実態調査をすることによって御家庭で気付かれて支給事業を利用するのか。その辺りの詳細をお教えてください。

○野村係長（子ども家庭支援課）

御質問いただきました実態調査の件については、8,779件回答をいただいております。回収率も従来のアンケートと比べて高いものであったと認識しております。こうした調査の中で、本市に求める施策といった御質問により、御家庭で何かに気付いていただくことは、重要なことであると考えておりますが、支援制度に気付かれたのかどうかについては、統計をとっておらず、把握しておりません。

○森委員

支援事業から漏れているということが本来あってはならないことだと思いますが、もしこの実態調査をやることによって救済ができたということであれば、大変重要な調査だと思いますので、こういった調査は是非定期的な実施をしていただいたほうが良いという感想を持ちましたので、質問させていただきました。ありがとうございました。

○野村係長（子ども家庭支援課）

御意見ありがとうございます。京都市においては、これまでからも御家庭に対する様々な支援を実施してまいりましたが、例えば保護者の方がお仕事で御多忙であるとか、家にいる時間が短いなどの御事情で、施策自体の情報を得る機会がない、情報が集められないというような状況が実態把握から明らかになってきており、大きな課題であると認識しております。今後とも、支援策を御家庭に的確に提供できるよう、取り組んでまいります。

○表委員

資料1の1ページの「(1)DV対策」のデートDVに関して質問いたします。デートDVの予防をされているということでしたが、実際にデートDVに遭っている方の相談を受け付けているのか。そして、受け付けているのであれば、実際どのぐらいの相談件数があるのか。そして、若年層に対して、デートDVに関する相談窓口の広報をどのようにされているのかをお教えいただきたいと思っております。

○高橋係長（男女共同参画推進課）

デートDVの相談窓口については、京都市男女共同参画センター「ウィングス京都」において、女性への暴力相談という中で、デートDVも含めたDV相談を受けておりますのと、京都市DV相談支援センターにおいても、被害者の方の相談を受けておりますが、若年層の方からのDV相談件数の統計は取っておりませんので、把握ができていない状況です。

相談窓口の広報については、電車の地下鉄等にポスター掲示という形で周知しており、啓発活動としまして、資料1の箱書きに書いてありますとおり

今年度は中学生・高校生を対象にDVDを作成し、市立中学校・高校及び総合支援学校等に対して配付をしたうえで、授業等での活用の依頼を行ったところでございます。

貴重な御意見ありがとうございます。

○薬師寺座長

計画などを検討の際に、こういった意見も是非考慮していただければと思います。

○重野委員

京都市の様々な取り組み、御苦労さまです。私からは、資料1の18ページ「多文化が息づくまちづくりと外国籍市民の人権尊重」の点について御質問させていただきます。

昨今、京都市は街中で非常に多くの外国人の方を目にします。調べたところ、京都市に年間5,500万人の外国人の方が来られているということ。例えば、旅行に来られて、けがや病気になったときに、市として何らかの取り組みがあるのでしょうか。恐らく国際化推進室における取組で、外国籍住民への医療通訳等の派遣というのはされているかと思いますが、これはあくまでも外国籍市民、居住者へのサービスです。こういった近年、非常に増加する旅行者に対して、新たに何か考えられているのか、すでに取組をしているのかお尋ねいたします。

○西尾担当課長（国際化推進室）

本市の医療通訳派遣事業は、医療機関でオーダーに応じて通訳を利用いただけるという形ですが、御指摘のとおり、京都にお住まいの方に対する取組です。一方で、旅行など一時滞在の方のニーズがあるということも存じております。結果として、この制度の中で京都駅近辺の病院などで診療を受けていらっしゃるケースもあるのが実態かと思っております。今後、どのような対策が可能なのか、様々な部署とも議論の必要があるかと思っております。

○重野委員

ありがとうございます。実際に私もそうした問題の担当者ですので、日々、たくさん来るこの救急対応に困っているということもあり、そういった人権の観点から、観光という視点で是非お考えいただければと思って発言させていただきました。

○矢野委員

最近、韓国のソウルに行ってきたのですが、現在ソウルで取り組まれている

のが、例えば非正規の職員を直接雇用する、あるいは様々な外郭団体、あるいは委託事業を受託している企業で働いている人たちに対する労働条件をどのように保障していくか、そういう取組が行われています。そこでは、労働尊重特別市ソウルというスローガンでした。つまり、労働行政というのは、国が一律に行っているというところがあるのですが、自治体ができることも色々あるはずで、そこで、模範的な使用者として様々な施策を行っていくことによって、その地域の、ソウルの企業に対して影響力を及ぼしていくという取組が行われています。

安心して働けるといところで言いますと、京都市で働く、あるいは京都市で仕事をしている。あるいは京都市の関連する団体で働いている。京都市から委託されている企業で雇用されている人たちの労働条件や雇用の継続はどのように保障していくのか。何か京都市のビジョンのようなものがもしあれば、教えていただきたいと思います。本日の議題と少し関わらないかもしれないので、関連する計画を考えていくときに、少し御考慮いただけたらなと思っています。

2点目は、奨学金を返さなければいけない学生が、卒業後、その地域の企業に就職することによって、その奨学金の返還に対して企業から補助を受ける。その企業が行う補助に対して自治体が補助を行うという取組を行っている自治体もあるという話を聞いたのですが、それは京都府の方でしょうか。若者への支援というところで、何か御存じであれば教えていただきたいと思っています。

#### ○岡田課長（人権文化推進課）

所管の部署の者が本日欠席しておりますので、こちらの把握する範囲で御説明いたします。本年2月10日の京都新聞にて、京都府で社員の奨学金返済を援助している中小企業に対して、負担額の半額を補助する制度を創設をするという記事がありました。京都府では平成29年度の当初予算案に事業費1億800万円を計上したと掲載されておりました。申し訳ありませんが、京都市において、どのような取組があるかは確認できておりません。

#### ○矢野委員

人権の取組は基本的には情報提供、啓発や表彰などの手段が多くなってくるのですが、自治体ができることというのは、実は色々あるのではないかと思います。実は、私自身自宅が沖縄にあるので、沖縄に行ったり来たりしているのですが、沖縄の自治体というのは、安保の問題なども色々な取組があり、自治体がどうしてここまでできるんだろうというぐらい取り組んでいます。それで憲法9条の平和主義の問題に取り組みれば取り組むほど、例えば25条の生存権とか、生活の問題などが手薄になっていきます。実はそういうジレンマが、沖縄の自治体にはあります。沖縄のそういうスタンスを見ていると、自治体に実

は様々な手段が使えると感じます。働く人の権利の保障のためにも、あるいはヘイトスピーチを制限していくためにも、若者が安心して生活できるような環境を作るためなど、そういったことを実現していくために、計画を立てるときに御検討いただければと思いました。

○薬師寺座長

これは今後の施策の参考にという御意見ですね。

○土井部長（くらし安全推進部）

御指摘のとおり、京都市としましても、市民のニーズをしっかりと把握したうえで、行政サイドとして優先順位を判断し、人権啓発などの取組に反映していきたいと思っております。貴重な御意見ありがとうございました。

○岩淵副座長

1点お尋ねさせていただきます。

出前講座というのは色々なところで取り組んでおられ、成果を挙げているように受け止めております。資料1の2ページ「女性と男性が互いに人権を尊重し合うまちづくりー（5）全般に関わる取組」の箱書きに掲載されている、男女共同参画センター「ウィングス京都」で51回、27ページ「高度情報化社会における人権尊重ー（1）携帯電話・インターネット」の消費者トラブルを未然に防止するための消費者教育・研修では48回という実績があります。これは、「こういう講座を開催するので、皆さん来てください。」ではなくて、「出向いて講座を実施しますよ。」という形でされていると思いますが、どんなところへ、どういうふうなきっかけで行っておられるのか、傾向として、どういう効果を挙げてるものなのか、その辺りのお話をお聞かせいただけたらと思います。

○高橋係長（男女共同参画推進課）

男女共同参画センター「ウィングス京都」で実施しております出前講座というところでございますが、利用状況としては、教職員やPTAなどの学校・教育関係者に対する研修が大変多くなっております。

テーマとしては、男女平等、セクハラなどが中心です。

出前講座に関しては、ホームページ等で周知しており、ウィングス京都で御相談を受けて、出向いて実施している状況です。

○薬師寺座長

ありがとうございます。これは、学校とかPTAとかだけではなくて、地域の人の集まりの中で、こんな話をしてほしいということであっても、幅広くお

越しいただけるということですね。

○岩淵副座長

是非広くPRをされて、様々なところで出前講座が開催されるといいと思います。聞かせていただきました。

○安保委員

資料1の9ページ「高齢者の人権尊重と支え合う健康長寿のまちづくりー(3)認知症対策」のところです。これからは高齢者がますます増えていくので、地域社会が重要になってくると思うのですが、この認知症のサポーターの養成講座にたくさんの方が受講されたこと、それから「一人暮らしお年寄り見守りサポーター」に多くの方が登録されたというのは、これだけの方が関心を持って受講されたということなので、とても力強いことですが、この方たちが、実際どういう活動をされているのか、地域でうまく活動できているかというのは別の問題です。できましたらこの見守りサポーターの活動状況の報告をいただけたらと思います。

○塩山課長（健康長寿企画課）

この認知症サポーターの方とか一人暮らしの見守りサポーターの方というのは、地域の相談機関として、高齢サポート（地域包括支援センター）が中核になっており、このセンターと日頃から連携を取る形を取っております。

「一人暮らしお年寄り見守りサポーター」は、御近所にお一人暮らしの方がいらっしゃったときに、登録いただいて、少しでも気になることがあったらセンターに御連絡いただくという形です。

例えば、年1回お集まりいただいて、センターが研修会を実施しております。報告の形については、今後考えさせていただきたいと思います。

○土井部長（くらし安全推進部）

先ほどの矢野委員の御質問についてですが、本市としては、京都市公契約基本条例という条例はありますが、外郭団体に雇用される正規・非正規の労働者、そういう部分でのビジョンがあるとは把握しておりません。

今お答えできる部分は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○矢野委員

京都市の公契約基本条例そのものは、実際にそこで働く人たちの労働形態まで規制していくというものではないのですね。

それで、これから文化関連のアウトソーシングなどをしていくときに、非正規で働く人たちの問題と、委託先の働く人たちの問題を一緒に考えていかないといけないと思っています。非正規で長く働いている人が、低賃金などの理由

により結果働けなくなってしまうとか、あるいは委託先が変わってしまって雇用を打ち切られてしまうとか、労働条件を切り下げられてしまうとか、京都市に関わるところで働く人たちの安全とか、未来が見える生活を考えることができなくなるようなことがないように、なるべく京都市自身が、模範的な使用者として、どうふるまうべきかを考えていただけたらと思い、発言させていただきました。

○薬師寺座長

ありがとうございます。まだ御質問、御意見があると思いますが、予定時間に近づいてまいりました。

今回の会議では、人権文化推進計画の平成30年度の各局区の事業計画について御意見いただくことになるかと思えます。

本日の議題である取組実績を踏まえて、平成30年度の新事業あるいは改善事業等がまた組み立てられていくものかと思われまますので、本日出された意見等で取り入れるべきものがあれば、次の計画の中に反映ができれば、そのようにお願いをしたいと思います。

それでは、他に御質問などがないようでしたら、これで終了いたします。

○土井部長

薬師寺座長、議事進行ありがとうございました。

また、本日も、皆様方から大変貴重な御意見をいただき、ありがとうございます。しっかり御意見を受け止めて、今後の人権文化推進計画の中で反映させていきたいと思っています。

また、当懇話会の委員の任期につきましては、2年間となっており、委員の皆様方におかれましては本年12月末で満了となりますので、本日の懇話会が、任期中の最後の懇話会になる予定です。

改めまして、薬師寺座長をはじめとした委員の皆様方には、大変多くの貴重な御意見をいただきました。厚く感謝を申し上げます。誠にありがとうございます。

本日は、大変お忙しい中、長時間にわたり、誠にありがとうございました。

(終了)